

## VI サブWG検討結果5：港湾統計

2014年11月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社




# 1. 港湾統計作成データの提供方法の変更について

NACCSが配信している「港湾統計作成用データ」の提供方法について、第6次NACCSからは港湾管理者への直接配信に変更し、併せてデータの精度向上等の可能性について検討を行う。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	港湾統計作成用データの提供方法等の変更	
2. 現行仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・船会社・船舶代理店がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。</li><li>・上記管理資料は、関係者の同意を得たうえで、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供を行っている。</li></ul>	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	<ol style="list-style-type: none"><li>① WAVE経由による提供を廃止することにより、NACCSと個別に接続する外部システムの対象が減少することとなり、運用・管理に要する経費の負担軽減、また、システム的にもリスク低減に繋がることとなる。</li><li>② 管理資料情報（港湾統計作成用データ）について、港湾管理者から収集条件等の一部見直しについて要望がある。</li></ol>	
4. 次期仕様	<ol style="list-style-type: none"><li>① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。</li><li>② 管理資料情報（港湾統計作成用データ）の収集条件等について検討を行い、データの精度向上の可能性について検討を行う。</li></ol>	
5. その他	現行対象港以外の港湾における利用についても検討する。	


## 1 港湾管理者への直接配信

現在、管理資料情報（港湾統計作成用データ）については、WAVE経由で港湾管理者へ配信を行っている。WAVEは、配信データを各港毎に分け、暗号化などのセキュリティ対策を講じ、各港湾管理者にメールでデータ送信を行っている。

 港湾管理資料情報について、WAVE経由ではなく港湾管理者に対し直接配信を可能とする。（港湾管理者は、平成20年10月からNACCS（港湾SS）利用者となっている。）

## 2 NACCSデータの無条件配信

積荷情報等を基に加工した管理資料を港湾調査に利用することについては、船会社等による同意書の提出を必須としている。

 船会社や船舶代理店等報告義務者が提出している同意書については、NACCS利用契約時に同意の意志を確認する等の手段によって提出不要とすることを検討する。

## 3 NACCSデータの精度の向上

港湾管理者は、NACCSから提供された情報を基に集計作業を行っているが、一部不足項目があるため、関係者から追加の情報提供を受けただうえで集計作業を実施している。



提供データに係る精度の問題は、港湾調査上では必要となっている項目（容積や最初・最終港／仕出・仕向港など）が NACCS上は、任意項目等となっていることや統一した定義がないことに起因していると考えられるが、これらの対応について検討を行う。

<具体例>

- ・ マニフェストでチェックするとマニュアル入力と思われる実入りコンテナが空コンテナとなっている。
- ・ コンテナ管理者の空白が多い
- ・ 空コンテナの個数は、NACCSでは一部しか申告されていない。
- ・ NACCSの貨物量集計と報告者からの貨物量集計とを比較すると、2割程度NACCSの貨物量が少ない。 等

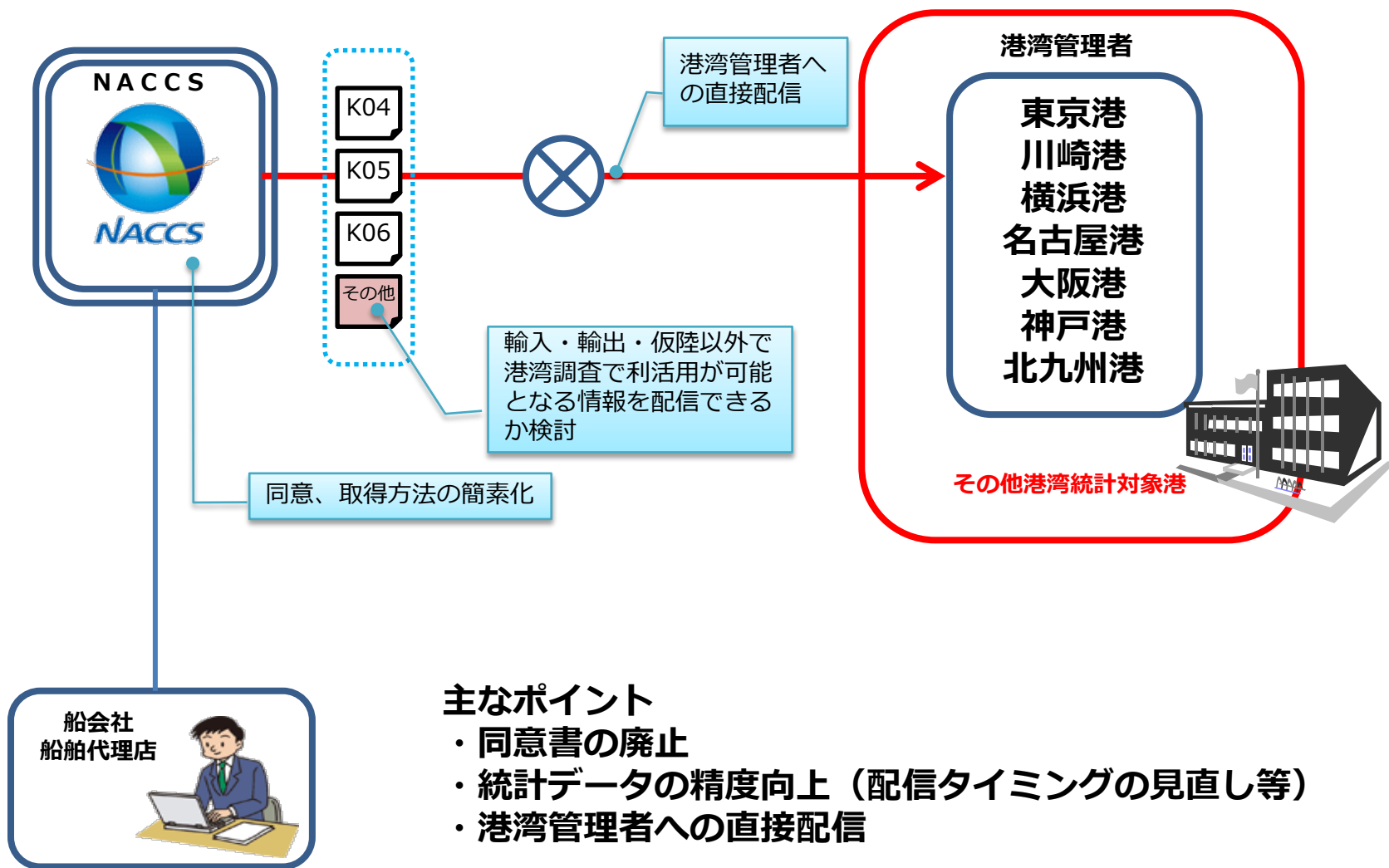
## 4 配信対象以外への配信

管理資料情報については、7港湾（東京都・川崎市・横浜市・名古屋・大阪市・神戸市・北九州市）のみの利用となっている。



NACCSから港湾管理者への直接配信が可能となることから、NACCSに参加している他の港湾管理者への利用についても検討を行う。

## 次期港湾統計配信イメージ図



### 主なポイント

- ・ 同意書の廃止
- ・ 統計データの精度向上（配信タイミングの見直し等）
- ・ 港湾管理者への直接配信

港湾統計サブWGにて、港湾管理者等から指摘のあった以下の問題点について検討を行った。

- ・問題点 1：実入りコンテナが空コンテナとして配信
- ・問題点 2：コンテナ管理者の空白が多い
- ・問題点 3：実入りコンテナの容積トン(m<sup>3</sup>)が未入力
- ・問題点 4：配信漏れデータ
- ・問題点 5：空コンテナの漏れ
- ・問題点 6：港情報の漏れ
- ・問題点 7：貨物量の桁ずれ
- ・問題点 8：品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ
- ・問題点10：同意書の入手
- ・サブWG意見：内航船のF E E D E R輸送について

※問題点9については、港湾管理者から取り下げ依頼があったため削除とした。

### 問題点1 実入りコンテナが空コンテナとして配信

#### ▶ 問題の背景

「CY搬入情報訂正（CYC）」業務において「マニュアル輸出許可済貨物」で登録されたコンテナは貨物情報とリンクしていないため情報が収集できない。

#### ▶ 改善に向けた提案

案1：CYC業務に貨物個数・重量・容積に加えて品名、代表品目も追加するなどの対処

案2：CYC業務の「マニュアル輸出許可済貨物」機能を廃止し、実入りコンテナの場合は、「システム外搬入確認（輸出許可済）（BIE）」業務等による貨物情報の登録及び「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等の登録を必須とする対処

#### ▶ サブWG委員の意見

- ・CY 船舶代理店  
現状を考えると、案1、2ともに対応が難しい。
- ・港湾管理者  
実態として211,589件中3件が空コンテナとして配信されている。  
利用者への影響を考えると、現状出ている提案では改善は難しいため、現状通りの配信で致し方ないとする。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

利用者への影響が大きく、システム対処は難しいことから現状通りの配信とする。  
よって、システム対処は行わずに、精度向上のため各港において利用者へ協力を求める。



### 問題点2 コンテナ管理者の空白が多い

#### ▶ 問題の背景

「船積情報登録（CLR）」業務において、積コンテナリスト提出不要なコンテナ（SOCコンテナ等）を登録する場合、コンテナ特例法に基づくコンテナ管理者の入力は不要でありその入力を不可としているため、港湾統計データへの編集時に空白となる。

#### ▶ 改善に向けた提案

船会社コード欄は港湾統計データへの配信対象項目となっており、運送者の把握が目的であれば貨物情報等の船会社コードにて代替可能であるため対処は不要ではないか。

#### ▶ サブWG委員の意見

- ・船会社  
SOCコンテナ等で船会社コードを入力可能とした場合、自社管理のコンテナではないコンテナであっても、自社の船会社コードを入力してコンテナ特例法との関係で問題ないか整理が必要である。
- ・港湾管理者  
NACCSデータとマニフェスト（紙）の突き合わせの際、必要なマニフェストを特定するためのキーとして必要となるが、対処が難しいため、現状通りの配信とする。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

システムでの対処が難しいため、現状通りの配信とする。

※ NACCSデータとマニフェスト（紙）の突き合わせは、船会社コードにより運送者の特定が可能。

### 問題点3 実入りコンテナの容積トン (m<sup>3</sup>) が未入力

#### ▶ 問題の背景

C Y C業務において「マニュアル輸出許可済貨物」で登録されたコンテナは貨物情報とリンクしていないため、情報が収集できない。(問題点1と同様)

#### ▶ 改善に向けた提案

案1 : C Y C業務に貨物個数・重量・容積に加えて品名、代表品目も追加するなどの対処

案2 : C Y C業務の「マニュアル輸出許可済貨物」機能を廃止し、実入りコンテナの場合は、B I E業務等による貨物情報の登録およびV A N業務等の登録を必須とする対処 (問題点1と同様)

#### ▶ サブWG委員の意見

##### ・船会社

輸入の場合は容積が必須項目のため、取得は出来ていると思われる。

輸出では「輸出貨物情報登録 (E C R)」業務での容積の入力が考えられるが、貨物情報作成の段階での入力は難しいと思われる。

##### ・港湾管理者

実態として3,000件中564件が未入力である。現状、対処は難しいが、将来的に改善出来ればと考える。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

利用者への影響が大きく、システム対処は難しいことから現状通りの配信とする。  
よって、システム対処は行わずに、精度向上のため各港において利用者へ協力を求める。

### 問題点4 配信漏れデータ

#### ▶ 問題の背景

輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録（CCL）」業務時点で収集対象となるが、CCL業務がシステム上は必須業務ではないため、CCL業務が行われないケースがあると想定される。

#### ▶ 改善に向けた提案

「船積情報登録（CLR）」を収集タイミングとすることでCCL未実施のデータが配信可能となるが、CLRは「船積情報変更（CLD）」業務による取消しが可能であるため、配信後に取消しされてしまう可能性がある。これを回避するため、CCL未実施のデータは、貨物DBの保存期間であるCLRより60日経過後（CLDによる取消しが確実に実施されないタイミング）に配信する。

#### ▶ サブWG委員の意見

##### ・港湾管理者

東京港、横浜港では配信漏れデータは無いが、大阪港では船舶代理店から受領したCLPデータ等を活用し対処をおこなっている。

提案の60日後の配信では対応が難しく、現状でかなり改善されていると思われることから現状通りの配信としたい。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

現状通りの配信とする。

### 問題点5 空コンテナの漏れ

#### ▶ 問題の背景

空コンテナの登録が必ずしも実施されていない。

#### ▶ 改善に向けた提案

- ① 仮陸空コンテナについては、次期基本仕様として案件化されているため、実現すれば港湾統計への反映する。
- ② 「内国貨物運送申告（DCC）」業務の運送目的「POS（空コンテナの再配置）」が登録されたコンテナを港湾統計用内国貨物データ（新規管理資料）を作成する。

#### ▶ サブWG委員の意見

①については意見なし

#### ・港湾管理者

②の提案については、港湾管理者側でシステム改修が必要となり、改修費用が発生する。また、各港運用が異なり、新規で配信される管理資料で必要な情報が網羅されておらず、NACCSから配信される情報とマニュアル（紙）での情報を二重で取得する等の手間が発生することが懸念されることから実施しないこととする。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

仮陸空コンテナについては、次期基本仕様として案件化されているため、実現すれば港湾統計への反映する。

### 問題点6 港情報の漏れ

#### ▶ 問題の背景

NACCSで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。

#### ▶ 改善に向けた提案

- ・ 輸入空コンテナについて  
空コンテナの場合で、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で船積港等（任意項目）が登録された場合、港湾統計データに反映する。
- ・ 輸出空コンテナについて  
CLR業務に船卸港、最終仕向地の入力項目を追加し、当該登録内容を港湾統計データに反映する。

#### ▶ サブWG委員の意見

- ・ CY  
提案のCLR業務の項目追加は、対応が難しい。
- ・ 港湾管理者  
定義の統一は難しいため、現状通りとし、将来的に見直しが可能であればその時に検討する。  
輸入空コンテナについては情報量が増える提案であることから、実施願いたい。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

輸入空コンテナについてはMFR業務にて登録された船積港等（任意項目）を反映する。  
また、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。

### 問題点7 貨物量の桁ずれ

#### ▶ 問題の背景

NACCSオンライン業務の誤入力については、「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等オンライン側の貨物訂正は可能となっているが、訂正した情報は港湾統計データに反映していない。

#### ▶ 改善に向けた提案

SAI業務等オンライン側の貨物訂正業務実施時に、港湾統計データにも当該訂正内容を反映するように変更する。

#### ▶ サブWG委員の意見

提案について意見なし

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

SAI業務等オンライン側の貨物訂正業務実施時に、港湾統計データにも当該訂正内容を反映する。

### 問題点8 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ

#### ▶ 問題の背景

代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。  
また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。

品目コード漏れとなるケース

輸入：MFR業務時に未入力で、配信時に未許可の貨物

輸出：少額申告貨物

#### ▶ 改善に向けた提案

- ・輸出  
少額申告の場合で、かつ、代表品目が入力された場合に港湾統計用DBに反映する。
- ・輸入  
「出港前報告（AMR）」業務で登録される品目コードを港湾統計データに反映する。  
（ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外であるため精度は向上しない。）  
また、「積荷目録提出（DMF）」業務後15日以降に輸入許可となるデータに対応するため「DMFから15日後に配信」としている期間を延長する。

#### ▶ サブWG委員の意見

- ・港湾管理者  
収集期間を延長することで品種コードの調査がなくなるのであればいいが、結局人手での調査が必要となれば報告が遅れるだけではないかと考える。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合、港湾統計用DBへ反映する。

輸入については、AMRで登録された品目コードを港湾統計用DBへ反映する。（ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）

### 問題点10 同意書の入手

#### ▶ 問題の背景

同意書がなければ配信できない。

#### ▶ 改善に向けた提案

新規利用者については、利用申込時に港湾統計におけるデータ提供を同意する旨を意思表示を行う項目を追加する事を検討する。

なお、すでに同意をしている既存利用者については、余計な手続きが発生しないように検討を行う。

#### ▶ サブWG委員の意見

- ・ 船会社、船舶代理店

船会社については、意思表示可能だが、船舶代理店については入力する情報が船会社の情報のため、意思表示の判断が難しいのではないかと懸念されている。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。

新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。



### 【サブWG意見】内航船のFEEDER輸送について

#### ▶ 問題の背景

- ・CY  
内航船のFEEDER輸送について、コンテナ船明細書を毎月港湾管理者へ提出している。  
NACCSの情報を活用できればこの作業を省略できるのではないか。

#### ▶ 改善に向けた提案

「CY搬出確認登録(CYO)」→「CY搬入確認登録(CYA)」に代わる、「FEEDER輸送用の搬出入(内航船積卸)」業務の新設を検討する。

※FEEDER輸送であっても現行とおり、CYO→CYAによる登録も可能とする(新設業務を利用するか否かは、利用者による選択性とする)。

#### ▶ サブWG委員の意見

- ・CY  
CYでは、コンテナ船明細書をTOSからの情報抽出にて対応しているが、品名情報はマニフェスト等を参照して、人手で補完している。提案にある新設業務で品名を抽出できるのであればご検討いただきたい。
- ・港湾管理者  
当該提案については、港湾管理者側でシステム改修が必要となり、改修費用が発生する。  
また、各港運用が異なり、新規で配信される管理資料で必要な情報が網羅されておらず、NACCSから配信される情報とマニュアル(紙)での情報を二重で取得する等の手間が発生することが懸念されることから実施しないこととする。

#### ▶ 第6次NACCSにおける方針

当該提案については実施しないこととする。